

平成 16 年度第 6 回常務理事会議事録

日 時：平成 17 年 1 月 14 日（金）15：00～17：34

会 場：ルーテル市谷センター 第 1 会議室

出席者：

会 長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

常務理事：植木 實、岡村 州博、落合 和徳、佐藤 章、武谷 雄二、星 和彦、
村田 雄二、和氣 徳夫

理 事：麻生 武志、嘉村 敏治

監 事：藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、
澤 倫太郎、高桑 好一、阪埜 浩司、平川 俊夫、平田 修司、藤森 敬也、
村上 節、矢野 哲

總會 議長：清川 尚

總會副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 6 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 5 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：代議員定数算出表

庶務 2：理事定数算出表等

庶務 3：第 60 回学術集会長の推薦依頼について

庶務 4：總會運営委員会委員ならびに予算決算委員会委員の推薦について（依頼）

庶務 5-1：定款施行細則

庶務 5-2：平成 17 年度第 1 回理事会における理事長選出方法案

庶務 5-3：本会の懲戒に関する内規案（平成 16 年 12 月 11 日）

庶務 6：大谷医師等訴訟 第 4 回口頭弁論報告

庶務 7-1：「女性の健康週間」に関する医会の回答書

庶務 7-2：1 月 14 日プレスセミナー実施概要

庶務 7-3：各地方部会長宛書状

庶務 8：持田製薬㈱「チトレストの供給についてのお詫びとお願い」

庶務 9：厚生労働省「モデル（予定）地域関係者及び学会関係者との意見交換会」

庶務 10：健やか親子 21 推進協議会からのアンケート

庶務 11：日本学術会議「会員候補者の情報提供について」

庶務 12：日本超音波医学会「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」についての周産期
委員会提案

庶務 12-2：同提案に対する会員からの意見（3 件）[当日配布]

庶務 13：日本産科婦人科内視鏡学会からの回答書

庶務 14：UMIN「UMIN 臨床試験登録シンポジウムのご案内」

庶務 15：「産婦人科医育成奨学金制度」創設に対するご協力のお願いについて[当日配布]

会計 1：平成 16 年度経費支出見込、平成 17 年度予算申請・事業計画書及び予算査定結果

[当日配布]

会計 1-2：予算査定委員会議事録[当日配布]

学術 1：「子宮体部の細胞診実施に係わるガイドライン」再検討案について

学術 1-2：婦人科腫瘍委員会「子宮体部の細胞診実施に係わるガイドライン」再再検討結果の報告[当日配布]

渉外 1：AOFOG Secretary-General Prof.Sumpaico からの寄付要請 e-mail[当日配布]

社保 1：メサルモン F 錠の安定供給に関する要望書（案）

社保 1-2：メサルモン F 錠の供給継続要望書[当日配布]

社保 2：手術アウトカムと症例数に関するアンケートについて（お願い）

社保 3：平成 18 年度社会保険診療報酬改正に関するアンケートのご依頼

社保 4：日本医師会「混合診療問題」に関する書信[当日配布]

倫理 1：大谷産婦人科医院宛の書面

倫理 2：慶應義塾大学から新規の「着床前診断に関する臨床研究施設認可」申請に対する「着床前診断に関する審査小委員会」の委員について

倫理 3：内閣府よりの「着床前診断」に関する勉強会講師紹介依頼の書信[当日配布]

倫理 4：「夫婦のいずれかに染色体均衡型相互転座が認められる習慣流産症例に対する着床前診断」に対する考え[当日配布]

倫理 5：「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」研究題目、目的・方法、材料[当日配布]

倫理 6：生殖医学の臨床実施報告[当日配布]

生殖評価機構 1：教育医事新聞の生殖補助医療に関する対談記事

15：00、会長・副会長、常務理事の総数 11 名全員が出席し、藤井会長が開会を宣言した。

藤井会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務・会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

冒頭藤井会長より「本会のグッズとして西陣織のネクタイのサンプルを作製したので回覧する。グッズの販売は今後収益事業として成り立つ可能性があるので、後ほど先生方の意見を伺いたい」との提案があった。

.平成 16 年度第 5 回常務理事会議事録（案）の確認
原案通り、承認した。

.業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶 務（落合和徳理事）

〔 . 本会関係〕

(1) 会員の動向

とくになし

(2) 改選代議員の定数

平成 16 年 12 月 31 日現在の会費完納会員数を確定し、それに伴い「役員および代議員選任規定」第 9 条に基づく改選代議員数の定数を決定した。[資料：庶務 1]

落合常務理事より「代議員の定数は B 案の 369 名としたい」との提案があり、これを承認した。

(3) 理事候補者の選出、監事候補者の推薦依頼

理事総数を 23 名とし、「役員および代議員選任規定」第 3 条に沿って各ブロックの定数を算

定し、1月7日付で各ブロック代表者宛に新理事定数の通知と候補者の選出並びに監事候補者の推薦を依頼した。[資料：庶務2]

資料どおり、各ブロックの新理事定数及び理事総数を23名とすることを、承認した。

(4) 第60回学術集会長の推薦依頼の文書を1月7日に発送した。[資料：庶務3]

(5) 総会運営委員、予算決算委員候補者の推薦依頼

1月7日付で各ブロック代表者宛に推薦を依頼した。[資料：庶務4]

松岡副議長より「1月7日付各ブロック代表者宛書信の差出人は会長となっている。書信の中段に『今回は議長、副議長が未定のため、会長からお願いする次第』との断り書きがあり、意味は分かるが、現在の議長団は3月31日迄任期があり、次の新議長団に引き継ぐ迄役職としては継続性がある。また、総会運営内規第5条には委員の推薦は議長が行うと明記されている。従って、この書信の差出人は本来議長であるべきと考える」との指摘があった。

落合常務理事より「ご指摘の通りと思う。今回齟齬をきたしたことは大変申し訳ないが、会長名で集めたものを議長にお返しすることでご了解を頂ければそのようにさせて頂きたい」と提案があり、議長団及び常務理事会はこれを了承した。

なお、**藤井会長**より「今後のためにも雛形をきちっと作成しておくべきである」との指示があった。

(6) 定款施行細則、理事長選任手続、懲戒規定について

第3回理事会での討議をふまえ、資料にあるとおり修正した。[資料：庶務5-1、5-2、5-3]

定款施行細則については、特に異議なく承認した。

理事長選任手続について、**松岡副議長**より「理事会の議長役について、藤井会長の任期が4月5日(火)までなので、藤井会長が理事会の議長をされるということか。理事長の選出に於いて、再々投票で同数の場合は、議長の決するところによるのが一般的である。今回、理事長を互選するのは新理事である。従って、議長役は新理事でないといふ具合が悪いのではないか」との意見があり、**藤井会長**より「理事会を招集するが、議長は新理事の互選で決めて欲しい」との発言があった。

以上協議の結果、理事長選任手続については次回(2月4日)常務理事会で意見を集約した上で、運営企画委員会(2月18日)に諮り、理事会(2月19日)で決定する方向性を、了承した。

懲戒規定について、以下の質疑応答があった。

松岡副議長より「会員資格の停止について、会員が専門医でない場合は会員の資格を停止する、専門医である場合は会員資格と専門医資格の両方を一定期間停止するとの理解で宜しいか」

落合常務理事「その通りである」

武谷常務理事「専門医資格は本会が全て管轄しているのではなく、実質厚労省の指導によるところが大きい。医会会員資格と母体保護法指定医の関係のように、寧ろ会員資格と専門医資格はリンクさせてはいけないのではないか。日本専門医認定制機構は自らが監督したいといっている現状もあり、一学会の一存で専門医資格を停止するのは難しいのではないか」

落合常務理事「現段階では専門医は飽くまで本会が認定しているのであり、日本専門医認定

制機構は追認しているに過ぎない。専門医を認定する団体として本会は認知されていると考える」

武谷常務理事「厚労省は各学会が推薦したものをほぼ自動的に承認しているが、形の上では厚労省が認定していることになっている」

藤井会長「本会が専門医の資格を認定し、認定証を渡しており、それを厚労省に報告している。逆に専門医に値しないと認定したときに、厚労省に報告できるのではないか」

武谷常務理事「厚労省に報告し、最終的には厚労省がそれを承諾しないといけないことになる」

落合常務理事「本会の会員資格を停止された医師が専門医でありえるということはない」

武谷常務理事「実質そうであるが、それを明言するとおかしなこととなる」

落合常務理事「先生のご意見は専門医資格を停止するのではなく、会員資格を停止するに止めるということか」

武谷常務理事「実質的にはそれで専門医資格が剥奪されることとなる。少なくとも厚労省と日本専門医認定制機構に対しては、本会が懲戒規定をつくったということを報告しておいた方が宜しい」

落合常務理事「実際に厚労省や日本専門医認定制機構は、資格付与とか認定とかを考えているのか」

武谷常務理事「日本専門医認定制機構は一律の基準で、ある学会の専門医資格を全部見直すとか、厚労省は最終的には自分達がやったのだという意識を持っている」

藤井会長「事務局から厚労省に問い合わせし、それを踏まえた上で検討することとする」

以上協議の結果、厚労省に事務的に照会し、その結果を踏まえて規定の文案について対応することを、了承した。

(7) 大谷訴訟

12月16日に第4回口頭弁論が行われ、本会から平岩弁護士(代理人)、落合理事が被告側として出席した。また、阪埜庶務主務幹事が傍聴した。[資料：庶務6]

(8) 「女性の健康週間」

医会坂元会長より、共催受諾および本で行われたプレスセミナーに出席する旨回答を受領した(12月20日)。[資料：庶務7-1]

1月14日プレスセミナーを開催した。[資料：庶務7-2]

各地方部会長、医会各支部長、各大学および関連学会宛に「女性の健康週間」の周知を図る書状を発送した(12月28日、1月5日)。[資料：庶務7-3]

藤井会長より「本日のプレスセミナーには40名弱のプレスが参加し、関心も高かった。坂元医会会長からは医会としても全面的にバックアップしたいと述べて頂いた。プレスからの要望もあり、具体的な催事等につき情報を整理し、再度プレスに提供することを考えたい」との説明があった。

(9) 持田製薬(株)より、「『チトレスト』の供給についてのお詫びとお願い」についての書状を受領した。[資料：庶務8]

{ . 官庁関係 }

(1) 厚生労働省

同省「医療関連死の調査モデルのシステム研究」班より、19学会による共同声明『診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～』を背景としたモデル事業を同省が立ち上げるに当たり、12月21日開催の意見交換会に本会より1名の参加要請があった(12月13日)。**[資料：庶務9]**

本会より澤幹事が出席した。なお、意見交換会で配布された資料を、当日配布した。

健やか親子21推進協議会

3月4日に開催が予定されているシンポジウムに本会より久保春海先生がシンポジストとして出席の予定である。

また、課題2厚生科学研究について、分担研究者を杉本充弘先生(日本赤十字医療センター)に依頼したい。

杉本先生に依頼することについては、特に異議なく承認した。

来年度も健やか親子21推進協議会としての活動を継続するかとのアンケートをe-mailで受領した。**[資料：庶務10]**

落合常務理事より「継続する方向で回答したい」との提案があり、これを承認した。

落合常務理事より「1月13日に開催された第1回社会保障審議会統計分科会に出席した。これはICD-10(2003年版)の日本語版への適用の問題であり、本年7月を目処に本会から意見を出すこととなった。当職が尿路性器系の疾患(N70-98)並びに妊娠、分娩及び産褥の担当委員となっており、本会の教育委員会または専門委員会の先生方にお目通しを頂くこととなるのでご協力をお願いしたい」との報告があり、これを了承した。

〔 . 関連団体〕

(1) 日本学術会議

落合常務理事より「日本学術会議より本会宛に日本学術会議会員候補者に関する情報提供依頼の書面を受領した(10月28日)。**[資料：庶務11]** 書面では41名以内の情報提供の依頼であるが、同学術会議に問い合わせたところ、産婦人科領域に限って、例えば10名(うち女性3名以上、地方在住者6名以上の条件)の情報提供でも構わないとのことである。

ついては、各理事からの候補者推薦を受け、取りまとめた結果、1月6日に15名(うち女性4名、地方在住者9名、若手4名、一重複あり)の情報を提供した」との報告があり、これを了承した。

(2) 日本超音波医学会「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」について、第3回理事会で承認されたことをふまえ、本会学会誌(1月号)およびホームページに掲載する。

[資料：庶務12]

(3) 日本産科婦人科内視鏡学会より、日本内視鏡外科学会「内視鏡外科手術の診療ガイドライン」作成に関わる協力委員、評価委員についての本会照会に対する回答書を受領した。

[資料：庶務13]

〔 . その他〕

(1) 後援依頼

NPO法人チャイルド&ファミリー・フレンドリー・コンソーシアム(理事長 岡本喜代子氏)より「第1回楽しい子育てセミナー」に対する後援名義の使用許可申請があった(12月20日)。

当該NPO法人からは初めての後援名義使用の申し出であるが、財政負担なきを条件に応諾

したい。

NPO 法人乳房健康研究会より第 4 回ミニウォークアンドランフォーブレストケアへの後援依頼を受領した(12月1日)。財政負担もなく、毎回の後援実績があることから応諾したい。

日本 SIDS 家族の会(仁志田博司名誉議長)より第 9 回世界 SIDS 国際会議への協賛依頼を受領した(12月2日)。当該団体からは初めての協賛の申し出であるが、財政負担なきを条件に応諾したい。

以上の後援依頼については、財政負担がないことを条件に、承認した。

(2) 大学病院医療情報ネットワーク協議会より、UMIN 臨床試験登録シンポジウムを 2 月 2 日に開催するに当たり、会員に周知方依頼があった(12月13日)。[資料：庶務 14]

(3) ロシュ・ダイアグノスティックス(株)より産婦人科女医支援に関わる社会的貢献を希望する旨の申し出があった。具体的には産婦人科の女医育成のため年 50 万円程度を継続的に本会に寄付したいとの申し出である。

藤井会長より「資金の用途は奨学金となっているが、例えば学術集会での保育施設等の使途に使用できるか」

落合常務理事「資金用途については交渉の余地はあると思われる」

藤井会長「今年度から開始するということが」

落合常務理事「その通りである」

以上協議の結果、冠を付けることを含め基本的に寄付を受け入れる方向性を、承認した。

(4) 「産婦人科医育成奨学金制度」創設について

「産婦人科医育成奨学金制度」を創設するにあたり、スポンサー企業(1社)に支援を依頼する書状を提出したい。[資料：庶務 15]

藤井会長より「奨学金制度の創設については、予てより常務理事会でも報告し、学会のあり方検討委員会で検討を行っているが、今般スポンサー企業より趣意書があれば資金を提供しやすいので、本会より趣意書を提出して欲しいとの依頼があった。書状はそれに対応するものである」との説明があり、特に異議なく承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 各部署・委員会に依頼した平成 16 年度経費支出見込及び平成 17 年度事業計画書(平成 17 年度予算申請額を含む)の取り纏め結果と予算査定委員会の開催について

平成 16 年度決算見通し

平成 17 年度各部署・委員会からの予算申請及び事業計画

平成 17 年 1 月 7 日の予算査定委員会の査定結果について

[資料：当日配布]

岡村常務理事より資料に沿って報告があった。

要点は以下のとおり。

1. 平成 16 年度一般会計の収支差額は 11 百万円の黒字を見込む。これは収入面で『産婦人科研修の必修知識 2004』の販売が当初見込みより大幅に上振れたことが、支出面での『女性の健康週間』、『公開倫理委員会』や裁判等に係わる費用増加を吸収し得たことによる。

2. 平成 17 年度一般会計予算は、24 百万円強の収支差額赤字を見込む。これは、会費免除会員の増加及び新入会員の減少による会費収入の減少や『産婦人科研修の必修知識 2004』の販売が一段落することから、収入面で前年度比 24 百万円減少すること、他方、支出面では教育委員会・生殖評価機構検討委員会の経費、学会カード導入に向けての IT インフラ整備事業費、新理事長が新事業を開始する裁量的経費等の計上により、前年度比 7 百万円増加することによる。

3. 前期繰越収支差額 130 百万円により次年度の赤字を補填することとなる。今後も会費納

入会員数の減少及び事業規模の維持を前提とすると、毎年度 25 百万円以上の赤字が継続することとなり、繰越収支差額を 5 年で食い潰すこととなる。

4. 従って、斯かる財務状況を改善するためには、新規の収益事業を検討することが今後の重要な課題である。

以下の質疑応答、提案があった。

松岡副議長「来年度から繰越金を食い潰すわけだが、会費収入は 9 月頃に納入される。(繰越金は) その間の運転資金として使われるので、帳簿上資金が計上されていても、現実には資金がないという気がするが如何か」との質問があった。

岡村常務理事「運転資金は特別会計から 70 百万円を繰り入れるので問題ないが、特別な仕組み、例えば学術講演会そのものを収益事業とするとか、そのようなことを抜本的に考えていかないと本会の会計は破綻することとなる」

藤井会長「学術講演会での企業展示収入やランチョン収入等収支バランスを改善して学術講演会会計として収益を計上し、次期に繰り越すことも非常に重要であると考え。但し、その場合収益が上がるので寄付する必要がないとの理由で企業賛助金が集まらない可能性もでてくる。会計の対応は非常に難しくなると思うが、岡村先生の考え方も一つの方法であり、今後の基本的な課題として来年度に充分検討すればよいと思う。

冒頭ご覧にいらしたネクタイを学会グッズとして売れば収益に貢献できる。毎年魅力のあるネクタイを作製して年度ごとに収益をあげることも一つの考え方としてあっても良い気がする。ネクタイを作製する方向で進めさせて頂きたいが、ネクタイ作製の原資を本年度予算からどの程度捻出できるか、会計で検討して欲しい」と提案された。

岡村常務理事「公益法人がこのようなグッズを販売して良いのか確認したい」

藤井会長「一般向けに販売するのは問題であるが、本会の会員向けに販売するのであれば問題はない」

佐藤常務理事「佐藤和雄会長のときに切手の販売の件で調査したところ問題ないとの結論であった。会員外の販売もある程度可能であるとのことであった。収益事業については、本会は学会なので学問の分野を第一優先で考えたほうがよい」

以上協議の結果、本年度決算見込み及び来年度予算について承認した。併せて、ネクタイについて作製・販売の方向性を了承した。

和氣常務理事より「第 58 回学術講演会から担当校の下にプログラム委員会が開催されて、従来の学術企画委員会が担っていた定常業務の一部を行うこととなる。次年度の予算策定に当たりプログラム委員会の予算を学術が負担するのか担当校が負担するのか不明確な状況である。プログラム委員会の予算配置をどのようにするか今年度中に常務理事会または理事会の場で審議して頂きたい」との提案があった。

岡村常務理事より「担当校が負担するとの議論はおかしい。担当校主体でプログラムを組むのはよいが、その費用は本会がもつのが妥当である」との意見が出された。

和氣常務理事より「それでは学術としては従来通りの予算立てとする」と発言があった。

藤井会長より「プログラム作成を含めて学術集会開催の意義を再考頂きたい」との発言があった。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 「子宮体部の細胞診実施に係わるガイドライン」再検討結果について

第 3 回理事会での討議をふまえ、婦人科腫瘍委員会で作成した。[資料：学術 1]

婦人科腫瘍委員会から**嘉村敏治委員**が出席し、[資料：学術 1-2]に基づき再再検討案を説明した。

要点は以下の通り。

再検討案に対する各理事の修正意見は次の諸点に集約される。

ハイリスク者のうち、

(4) エストロゲン単独投与を受けたことのある者について

“長期（投与）”を入れた方がよいとの意見があったが、長期の定義をどうするかとの問題、或いは対象者を広くする意味で“長期”はつけないこととした。

(1) 月経異常の既往のある者及び(2) 不妊症あるいはその既往を有する者について

広く対象者を求めるということで、細分類はせず、2 ページ最終行“ハイリスク者に対しては、子宮体部がん検診を受けることが望ましいことを説明し、同様に医療機関の受診を勧奨するが……”の文章を挿入する。

(8) その他について

ない方が望ましいとの意見があったが、3 ページ 3 行目“(8)のその他については、問診の結果等により……細胞診を受けることが望ましいと判断した場合を指す”の文章により、そのような者もハイリスク者として認めることとしたい。

対象年齢について 子宮頸部がん検診に併せて実施するので、20 歳以上と規定される。

武谷常務理事「このガイドラインを専門家が読むのであれば何ら問題はないが、非専門家もこれを読むことが想定される。体がんを見逃した場合のコストエフェクトと責任の所在に関して了解が取ればこれで良いと思う」

和氣常務理事「厚労省では体がん検診の有効性、コストベネフィットを審議している。本会としてはガイドラインではなく、リコメンデーションという形で、厚労省に対して子宮体がん検診の社会的必要性をアピールするのが当初の目的である」

田中副会長「このリコメンデーションを読むのは市町村の保健の担当者である。厚労省はハイリスク者の定義を分かり易くして欲しいとのことであった。厚労省がこのリコメンデーションに納得するか分からないが、取り敢えずこれで宜しいかと思う。また、体がん検診の有効性については、検診とはそもそも症状のない人に行うのであって、体がんの場合は殆ど有症状者であり概念的に老健法で行う検診にそぐわないという意見もある」

藤井会長「ガイドラインを出すにあたって、本会がどう責任をとるのが議論となっている。問題となる箇所があると後々引っかかる可能性がある」

和氣常務理事「その点を考慮し、勧奨という言葉を使用し、且つ表題をガイドラインではなくリコメンデーションとした」

佐藤常務理事「厚労省はこれをそのまま認めるのか、或いは手直しの意見を出してくるだろうか」

田中副会長「厚労省は行政であり、使えないと判断すれば差し戻すであろう」

佐藤常務理事「地方自治体は子宮頸部がん検診者の 5%位が受けるだろうという前提で予算を組んでいる。ここに記載された対象者であるとの位検診を受けるか予想出来ないので、予算が組めないこととなる。また、有症状者は検診にそぐわないとの考え方を発端に、殆どの市町村が体がん検診を止めてしまう可能性が充分にあると思われる。この点について議論されたのか」

田中副会長「このリコメンデーションでは、第一選択として医療機関の受診を勧奨している。市町村のコストは保険診療に回すので老健法の対象から外れるため、文句はないと思われる」

和氣常務理事「婦人科腫瘍委員会としては、false negative が起こらないように、学会員がそういったもので被害を被らないような広い選択肢をもったリコメンデーションとしている。これで学会としては良いのではないか」

佐藤常務理事「市町村はガイドラインがいつ出るか気にしている」

田中副会長「1 月か 2 月に局長通達で流せるように考えたい」

星常務理事より指摘があり、有症状者の定義のうち(7)の文言を「大腸がん等の罹患者」と修正を加えて、再再検討案を承認した。

(2) **和氣常務理事**より「第 3 回理事会に於いて、第 58 回学術講演会シンポジウムの公募演題が非常に少ないため、公募期間の延長が承認された。その際理事・幹事の先生方に応募を促進するよう働きかけをして下さいと依頼をした。その結果、大体満足のいく数の演題を頂いた。先生方のご協力に深く感謝申し上げます」との報告があった。

4) 編集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

1月14日に編集会議を開催した。

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2004」について

星常務理事より「1月13日現在 1,847部の販売実績になっている。在庫がなくなるので、1000部の増刷を依頼した。2月上旬に出来上がる。出版社と交渉し当初見積もりより 20万円程コストが安くなった」との報告があり、これを承認した。

岡村常務理事より「予算査定委員会でも話題となったが、今年は研修制度 2年目であり研修病院にローテーションで来た人を買ってもらおうべく販売促進をお願いしたい」との提案があった。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

[AFOG 関係]

(1) AOCOG2005事務局から、本会会長宛に第19回 AFOG学会(10/1-5、ソウル)への一般演題募集依頼の e-mailを受領した。ホームページ、和文誌、JOGR誌にて広報活動を行いたい。

AOCOG2005公式サイト：<http://www.aocog2005.org>

(2) AFOG Secretary-General Dr.Sumpaico より、インドネシア・スマトラ島沖地震及び津波の被害を受けた加盟国産科婦人科学会並びに施設を支援するため AFOG Tsunami Fund を設けたので、US\$5,000.-を寄付して欲しいとの依頼を e-mail で受領した。[資料：渉外 1]

村田常務理事より「Board Member には seed money として US\$5,000.-を要請している。日本はかなりの額をレスポンスする必要がある、いくらをサポートするのか協議したい。また、将来的には教育機関の立ち上げや医療機関へのエキスパート派遣等マンパワーを要請してくる可能性がある」との報告があった。

藤井会長より「韓国の会長より、韓国は US\$10,000.-を考えているが、日本はどうかとの打診があった。本会はいくら寄付するのか審議したい」

和氣常務理事「donationの相手先はどこか」

村田常務理事「AFOGである。AFOGが銀行に口座を開設し、その口座に送金する」

村田常務理事「日本はBoard Memberであると共にCouncil MemberでありAFOGでの立場は非常に重い。また、Council (Congress President及びJOGR)に2名人材を出している」

和氣常務理事「donationの積算の根拠は如何か」

藤井会長「会員数が韓国の3倍以上であること、会員1人当たり100円とした場合US\$16,000.-となること、等を勘案すればUS\$20,000.-が妥当な金額と考えられる」

佐藤章常務理事「各地方部会で募金活動をしたらどうか」

以上協議の結果、学会としては seed money として US\$20,000.-を送金すること、同時に各地方部会に対し義捐金を募る活動を依頼すること、財政上の制約もありマンパワーについて要請ある場合はボランティアベースでの派遣を検討すること、を承認した。

[ACOG 関係]

[その他]

(1) International Workshop of Prevention and Treatment of Osteoporosis (2005/5/27-28, France)事務局から、本会宛に Honorary Board of Medical Societies への参加依頼の文書を受領した。参加費の減額や Board Member の無料参加証などの特典が得られる。(12月13日受領)

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 厚生労働省宛に提出する「メサルモン F 錠の安定供給に関する要望書」(案)について

[資料: 社保 1]

要望書は一部文言を訂正し医会と相談の上提出することを、承認した。

(2) 手術アウトカムと症例数に関するアンケートについて

外保連からの調査依頼に基づき、卒後研修指導施設に対し手術アウトカムと症例数に関するアンケート用紙を送付した(12月15日)。[資料: 社保 2]

(3) 平成 18 年度社会保険診療報酬改正に関するアンケートのご依頼について

平成 18 年度社会保険診療報酬改正に関するアンケートを本会の各役員、委員長、幹事宛送付した(12月21日)。[資料: 社保 3]

(4) 日本医師会より混合診療問題に関わる書信を受領した。[資料: 社保 4]

植木常務理事より厚労省『いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意』について説明があった。

岡村常務理事「高度先進医療に関しては混合診療を認めてよいというのが厚労省の考えか」

植木常務理事「恐らくそのような意味も含むと思われる。『必ずしも高度でない先進技術を含め医療技術の保険導入のための手続を制度化する』と記載されているので、これはその手続を短縮する考えと思う」

和氣常務理事より「先進技術に混合診療を認めるのよいとして、一番大きな問題は保険導入をされるまで責任の所在がないことである。保険導入されると PL 法が適用されるが、それ以前に於いては個人の責任で対処しなければいけない。これがクリアされなければ制度化するのは難しいのではないか」との見解が示された。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 第 4 回中央委員会の開催

平成 16 年度第 4 回中央委員会は 1 月 29 日に開催する。

(2) 平成 17 年度専門医認定二次審査筆記試験問題の作成・選定について

福岡から東京までの各大学教授・助教授より収集した筆記試験問題案を基に、本年 6 月までに問題の選定を行う予定である。現在教授・助教授 68 名に問題作成を依頼した(12月14日)。

(3) 認定二次審査(面接試験)担当者推薦依頼

平成 17 年度専門医認定二次審査は平成 17 年 7 月 23 日(筆記試験)と 7 月 24 日(面接試験)の 2 日間、東京と大阪の 2 会場で開催される。面接試験担当者の選出は本年度と同様に各地方委員会委員長に対し、推薦かたを依頼した(12月6日)。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(平成 16 年 12 月 31 日)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録: 84 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録: 642 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録: 527 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法臨床実施に関する登録: 機関誌 46 巻 8 号(平成 6 年 8 月)において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：364 施設
非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

(2) 会議開催

倫理委員会を 1 月 11 日に開催した。

倫理委員会の議題について

大谷恭一郎会員および大谷典子会員に対し、大谷徹郎医師による着床前診断に関わる聴取について[資料：倫理 1]

田中委員長より「両会員に対する事情聴取の手続について平岩弁護士に照会したところ、学会本部が直接事情を聞くか、連絡委員に依頼するかは、理事会或いは常務理事会の判断でよいと考える、と意見であったので、諮りたい。また、読売新聞社に対し 11 月 6 日付記事『着床前診断再び独占実施』の事実関係を確認することの可否につき審議したい」との提案があった。

丸尾副会長「前回の経緯を斟酌すれば、連絡委員から連絡しても聴取に応じる可能性はないものとする。従って直接本部で対応してほしい」

藤井会長「読売新聞社に問い合わせるのは如何なものか。医会は大谷医師を除名していないので、医会に調査を依頼することは可能である」

丸尾副会長「先日開催された兵庫県医会・学会合同理事会で、医会の倫理委員会のメンバーである理事から、医会は 12 月 26 日東京に大谷徹郎医師と遠藤弁護士を召請して 11 月 6 日付記事について事実確認を行った結果、新聞報道の通りである旨確認した、との報告があった」

佐藤常務理事「施設の責任者及び読売新聞社に問い合わせるのは構わないと思う。学会として手順を踏んだという事実を残すのが重要である」

松岡副議長「新聞社に問い合わせることはしない方がよいと思う。報道の自由やニュースソースの秘匿の観点から学会としてマスコミに問い合わせるのは適当ではない。報道が事実か否か直接本人に問うことはやるべきである。結果として多分応じられないということになるが、そこまでしてから、後の対応を考えたらよい」

武谷常務理事「調査の結果、会告に違反したと判断できれば ART の施設認定を剥奪することとなる。他方、仮に本人が認めたとしても、学会が断を下す際に本人の陳述のみでそれが有効なエビデンスとなりうるのか。学会は事実関係の探索に対しあらゆる努力を払うべきである」

以上協議の結果、新聞社には問い合わせはしないこと、事情聴取は学会本部が行うこと、資料文案は倫理委員会において作り直すことを、承認した。

根津会員が習慣流産の着床前診断を 1 月にも本会に申請するとの報道がある。本会としてどのような条件であれば習慣流産の着床前診断を認めるかそのルール制定を検討する。

(3) 慶應義塾大学から新規に申請された「着床前診断に関する臨床研究施設許可」に対する「着床前診断に関する審査小委員会」の委員（案）について[資料：倫理 2]

委員については原案通り、承認した。

(4) NHK「クローズアップ現代」班より、着床前診断についての番組制作を検討するに当たり、着床前診断に関わる委員会資料や議事録の提出依頼があり、資料を提供した（12 月 15 日）。

(5) 内閣府（総合科学技術会議）より、本会が 7 月 23 日付で提出した着床前診断に関する要望書に関連し、関係省庁を含めた内部の勉強会を開催するため、本会より講師を紹介して欲しいとの依頼があった。[資料：倫理 3]

講師として阪埜浩司幹事を推薦することを、承認した。

(6) 「夫婦いずれかが相互転座を有する習慣流産症例に対する着床前診断の実施に関する本会としての取り組みについて」今後の方針について

第3回理事会で本会としての考え方を提示したが、これについて第3回倫理委員会で協議し「夫婦いずれかが相互転座を有する習慣流産症例に対し、着床前診断を実施することが、臨床的意義があるか否かを明らかにする必要がある。」との意見が出され、今後「生殖内分泌委員会」に実態調査を依頼することが必要である、との結論になった。[資料：倫理4]

特に異議なく、承認した。

(7) 以前、内閣府ライフサイエンス担当官から「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究題目」についてデータ提出の依頼があったが、これに関連して、登録・調査小委員会に、各施設に対し「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究題目」の再登録を行ってもらう方針となった。

[資料：倫理5]

特に異議なく、承認した。

(8) 登録・調査小委員会と生殖内分泌委員会のART実施成績集計の一元化について、データ収集項目について別紙の項目でよいのではないかと結論に達した。[資料：倫理6]

特に異議なく、承認した。

(9) 会告の見直しについて

田中委員長より「昨年代議員に対して行った『倫理的に注意すべき事項に関する見解』についての見直しの意見聴取に対して、4名の代議員から意見が寄せられた。これらを検討した結果、『倫理的に注意すべき事項に関する見解』に掲載された会告のうち、最近5年間に出版された会告を除き、倫理委員会幹事が見直しを行い、意見に対する資料を作成の上、倫理委員会で会告の見直しを審議する方針となった」との報告があり、これを了承した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

1月14日に委員会を開催予定である。

2) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) パスワード登録状況（12月末日現在）

在籍会員 15,726名

登録済会員 6,867名 登録率 43.7%

1月7日付でパスワード登録に関する各地方部長宛依頼の書状を発送した。

(2) 会議開催

2月1日に第3回広報委員会・情報処理小委員会合同会議を開催予定である。

(3) 佐藤委員長より「『女性の健康週間』の賛助企業に対し、無料（サービス）でバナー広告を3月末日迄限定で行いたい。それによりスポンサーと一般市民に対して日産婦ホームページの知名度を上げることが出来る。バナー広告からスポンサー画面へ移動する前にサービス画面を用意し、このサービス画面によりアクセス数の把握が可能となる。また、バナー広告料金の値下げを検討したい」との提案があり、特に異議なく承認した。

3) 第20回 AOCOG 組織委員会（武谷雄二委員長）

特になし

4) 生殖医療評価機構検討委員会（麻生武志委員長）

(1) 生殖補助医療に関する本会藤井会長と松尾国立成育医療センター名誉総長との対談記事について[資料：生殖評価機構 1]

(2) 12月6日に生殖医療評価機構検討委員会として第1回目の委員会を開催した。

麻生委員長より「今後の進め方として、主に施設登録、症例登録、会告の改訂、の3点について議論し、検討する。また、厚労省の考え、意見を聴取中であり、それを纏める。今後業務を進めるにあたり、倫理委員会、登録・調査小委員会とも連絡を密にして参りたい」との報告があった。

藤井会長「周産期委員会でART予後調査の実施を計画している。色々な意味で各委員会、登録・調査小委員会とも協調して、生殖医療評価機構の理論武装をし、最終的には本会から離れたところで機構を立ち上げて頂きたい」

佐藤常務理事「データを独自でつくるのではなく、統一されたものでお願いしたい」

麻生委員長「委員会にはその分野の人材にも入ってもらい、知識・情報を共有して検討を進めたい」

以上